

「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律
第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令（案）」等に対する意見

2025年6月12日

公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

デジタル市場企画調査室 御中

郵便番号 150-0013

住所東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第 3 伊藤ビル 603

名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

常務理事 越智政人

電話番号 03-5449-6409

電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。 _
関係者各位のご尽力で、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争
の促進に関する法律（以下「スマホソフトウェア競争促進法」）の下位法令等が取りまと
められたことに感謝申し上げます。

以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願い申し上げます。 _

1. はじめに、スマホソフトウェア競争促進法の啓発活動に関する意見

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下「MCF」）は、2024年5月17日、7
団体共同で、「独占的なプラットフォーム事業者から多様なプレイヤーが参入しユーザー
が競争の恩恵を享受できる成長モデルの時代へ」という主旨でスマホソフトウェア競争促
進法に対して賛同表明を行った。

冒頭で、以下のように当該法案への期待を表明している。

「これまでのIT革命を先導したモバイル・エコシステムにおいては、巨大プラットフォーム
事業者がリードすることで大きな進歩を達成してきました。しかしながら過度な寡占による
自社利益の優先によって消費者及び事業者利益に行き過ぎた負担を強いる手数料と高額な商
品サービスやガバナンス不在から生じるデータの過度なコントロールの弊害等の問題点も指
摘されております。また、スタートアップを含めた産業政策への足枷にもなっております。
今後、一方的なルールに拘束されない多様なビジネスモデルの実現、課金手段の多様化や手
数料の低減化が実現できれば、事業者の収益改善とともに消費者も安価で多様なコンテン
ツ・サービスを享受できるようになります。」

また、競争政策は、IT分野においても多大な成果を社会全体にもたらしている。

マイクロソフトに対する反トラスト法裁判

マイクロソフトは、資金面、サービス面でAppleを支援することで公正な競争環境の実現に
尽力した。ジョナサン・カンター司法次官補は記者会見で、アップルは20年以上前のマイク

ロソフトに対する反トラスト法裁判の「重要な受益者」であり、それによって競争とイノベーションが可能になり、アップルは繁栄できたのだと説明している。

司法省によるAT&Tの会社分割

AT&Tは7つの地域電話会社（通称「ベビーベル」）に分割され、その後の通信産業における競争と革新を促すきっかけとなった。

NTT東西の不可欠設備の開放

我が国において、新たな通信事業者及びISPが参入することが可能となり、消費者は低廉で多様なITサービスを享受できるようになった。

しかしながら、我が国では現状維持バイアスによって競争政策におけるマイナス面が喧伝されることが多く、競争政策が消費者及び事業者を始めとした社会全体の便益を向上させるということが十分に理解されていないようである。

公正取引委員会においては、法の適正な執行だけでなく、法の主旨を社会全体に理解してもらう啓発活動にも積極的に取り組んでいただきたい。

2. 「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針（案）」（別紙4）に対する意見

2-1. 総論

指定事業者が提供するOS、アプリストア等における競合するサービス（代替支払管理役務等、代替アプリストア、周辺機器、外部サービス等）に対する手数料は、消費者及び事業者の選択の自由と公正な市場競争を実質的に阻害するため基本的に無償とすべきである。

手数料を考える上では、指定事業者がアプリ事業者等にあたえる一方的な便益だけでなく相互の便益を考慮すべきである。指定事業者は、それぞれiPhone等の端末販売と検索等の広告を通じて年間数十兆円規模の利益を得ており、そのビジネスモデルの維持にはアプリ事業者等によるアプリや周辺機器の提供等が不可欠である。このように多面市場であるモバイルエコシステムは、多様な事業者による相互依存の関係であり相互の便益を考慮すべきである。

また、モバイルエコシステムの多面市場で回収済みであるにもかかわらず、指定事業者による「知的財産権の保護」「投資の回収」といった主張から手数料が課されることで実質的に自由に収益化手段（外部決済等）を選べない構造に置かれて、指定事業者が提供する高率手数料が課されることは不当である。知的財産権は排他的権利であると同時に、公共の利益との均衡が求められる権利であり、アプリ事業者等のビジネスを一方的に従属させる権利ではないと考える。

また、代替支払管理役務等への手数は、経済的に見ても競争を阻害する「私的関税」であるという面があるが、競争相手にとってのコスト増であると同時に、指定事業者自身の収益増をもたらす「二重の経済的影響」を持つため、特定ソフトウェア事業者に甚大な経済的不利益を生じさせ、実質的に選択の自由と公正な市場競争を阻害することになる。

このような理由から、スマホソフトウェア競争促進法の運用において、指定事業者による

競争するサービスに対する手数料を無償とすることで、多様な事業者による公正な競争環境を実現して社会全体の便益の最大化を目指すべきであると考えます。

また、手数料を無償とする施策は、先行するEU及び米国ではすでに一部または全部で実施されており、我が国ではリーダーアプリのエンタイトルメントにおいてのみ認められている状況である。国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者だけが不公平な環境に置かれている状況は早期に解消すべきであると考えます。

2-2. 各論

2-2-1. 指針案P12・342行目 公序良俗の観点も踏まえた審査項目について

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して行う審査等（Appleの公証制度、Google Playプロテクト）において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目（例えば、ヘイトスピーチ等の中傷的又は差別的コンテンツ、暴力を助長するようなコンテンツ、ポルノコンテンツ、偽情報又は不正確な情報を防止するための項目）や、いわゆるダークパターン（注2）を防ぐ観点からの審査項目が設定されることは、スマホソフトウェア競争促進法の立法主旨に反するだけでなく社会全体に与える弊害の方が大きいと反対する。

以下にその理由を説明する。

新法の立法主旨は、スマートフォンにおけるコンテンツ等の多様性を実現するため、信頼あるアプリストア間の競争（個別アプリのサイドローディングまでは求めない）を促進することであった。また、民主主義、社会の多様性を維持するためには、法、社会規範、市場、アーキテクチャーの4類型による規制のバランスを取ることが必要であるが、スマートフォンにおいては指定事業者のアーキテクチャーによる規制が恣意的で過度であるという弊害があった。

また、公序良俗のような基準は各国の文化や道徳規範に係る領域であるが、指定事業者のアプリストアでは西洋の価値観で一律に審査されたため日本文化（アニメ、コミック、ゲーム等）が尊重されないという弊害もあった。

このような状況において、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者に公序良俗のような文化・道徳に関してアプリ全体を一律審査する権限を与えることは法の主旨に反するだけでなく多様な社会の実現において弊害が大きい。

EUにおいて、代替アプリストアがポルノコンテンツを提供したということがきっかけとなって青少年保護のために提案された取り組みのようであるが以下の点からも適切ではない。スマートフォンにおいて、ポルノコンテンツ等の成人向けコンテンツから青少年を保護するためには、アプリストア（指定事業者のアプリストアにおいても多数の成人向けコンテンツが提供されている）だけでなくWebサイト（ポルノをはじめとした成人向けコンテンツが多数存在する）の利用環境も含めた対策が必要である。そのため青少年保護という目的のためにはコンテンツレイティングによるペアレンタルコントロールの普及啓発が有効な選択肢であり、代替アプリストアを規制しても青少年保護という観点では問題は解決しない。

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の審査に過度に依存することは、青少年及び保護者に対して対策をしなくていいという誤ったメッセージをあたえることで、ペアレンタルコントロールの普及を阻害することが懸念される。また、指定事業者のペアレンタルコントロール機能については完全ではなく様々な課題があるため、関係省庁をはじめとして我が国全体で改善を求めていくことが必要である。（青少年が代替アプリストアの有料アプリをダウンロードした場合に制限対象のアプリが消える懸念、青少年の年齢認証システムの提供、等）

結論として、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が行う審査等（Appleの公証制度、Google Playプロテクト）は、マルウェア等を防止するセキュリティ面のチェックが本来の役割であり、公序良俗のような多様性が必要な観点が多様なアプリストアでの審査、ポルノ等の成人向けコンテンツ等から青少年を保護する施策はペアレンタルコントロールと役割分担すべきである。

このような懸念がある中で、もし基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が本条の範囲内の公序良俗における審査を行うような場合には、指定事業者による恣意的な運用を避けるためにも最低限以下の修正を強く求める。

指針案P14・403行目（例えば、前記アの公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等により、多数の特定の個別ソフトウェアの提供が認められなかった場合）であっても、代替アプリストアの提供を妨げるものとはいえず、法第7条第1号の禁止行為に該当することとはならない。

上記に続いて、指針案P14・407行目に以下2点を追記することを求める。

「一方で、代替アプリストアが本条の範囲内の審査を行っているにもかかわらず、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が公序良俗の観点から個別ソフトウェアの提供を認めないことで代替アプリストアの提供ができなくなった場合は、必要な行為を行う場合であって、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときとはいえず、法7条第1号に違反する。」

「もし、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が本条の範囲内の公序良俗における審査を行う場合は、我が国の法、ガイドライン、社会規範等に則った基準とすること。」

2-2-2. 指針案P18・552行目 アプリストアに係る指定事業者による「その他の不公正な取扱い」に該当する行為について

以下2つの想定例は、多様なビジネスモデルによって社会全体に便益を提供できるにもかかわらず、制限する理由が不明のまま消費者及び事業者の選択の自由を阻害して、指定事業者による課金モデルとの公正な競争も阻害することとなるため、不公正な取扱いに該当する行為であると考えられるがそのような理解でよいか。

上記正しければ指針案の想定例に追記することを求める。

想定例①

アプリと実サービスの融合、外部（書籍、玩具等）のバーコードを読み取ってサッカー選手を生成するようなサービス、アプリとおもちゃ等を融合したサービスやグッズ購入者や

イベント、映画来場者にシリアルコードを渡してゲーム内でアイテム配布する施策に対して制限するような条件を設けること。

※補足説明：ナショナルクライアントのプロモーション施策では、キャラクター等のリアル商品を利用したセールス・プロモーション（SP）という巨大市場を形成しているが、デジタルコンテンツに関しては、当該指定事業者の契約上の条件が阻害して日本全体で大きな市場を失っている状況である。指定事業者の課金ビジネスモデルを守るだけの不公正な取扱いは早急に撤廃されるべきであると考えます。

想定例②

アプリ内でブロックチェーンゲーム等のNFTビジネスを行う場合に、「アプリ内の機能をアンロックできず閲覧のみ」「アプリ内においてユーザー同士でNFTアイテムを売買する場合でもアプリ内課金の使用を強制する」「アプリから外部の取引用Webサイトへの誘導も禁止する」等のNFTビジネスを制限するような条件を設けること。

※補足説明：Web3、NFTビジネスは、海外では大きな成功モデルがでてきているが、我が国においては、様々な課題によってサービスを提供することが困難であった。このような状況を打開するために自民党において「Web3.0（ウェブスリー）時代を見据えた、新たなデジタル戦略に関する提言」が取りまとめられ課題解決が図られた。この動きに追随する形で、ゲーム関連3団体（MCF、CESA、JOGA）共同で「ブロックチェーンゲームに関するガイドライン」を改定してブロックチェーンゲームを促進する環境整備を整えている状況である。しかしながら指定事業者による契約上の条件によってアプリにおいて実質的にブロックチェーンゲームが利用できない状況におかれている。

2-2-3. 指針案P18・573行目

6条の不公正な取扱いの想定例19として個々の返金要求の妥当性を検証するための対応等が明記されたことは、アプリ事業者にとって長年の課題となっている指定事業者による恣意的な返金を防止することになるため評価する。

2-2-4. 指針案P34・1123行目

法第7条第2号の規定の対象となる機能は、OS機能であって、指定事業者等が個別ソフトウェアの提供に利用するものであるとされていることに賛同する。サードパーティにより提供されるハードウェア、ソフトウェアと、モバイルOSとの相互運用性を向上させるための取り組みは、消費者の自由で多様な選択肢を確保し、事業者に新たな事業機会をもたらすものである。

周辺機器の相互運用性に関しては、例えば欧州委員会は、本年3月19日に、DMAに基づく相互運用性義務に関わる新たなガイダンスを発出し、9つのiOS関連機能（iOS通知機能、広帯域ピアツーピアWiFi接続、近接トリガーペアリング、バックグラウンド実行、近距離ワイヤレスファイル転送、自動Wi-Fi接続、メディアキャスト、自動オーディオ切り替え、リーダー/ライターモードのNFCコントローラ）について、それぞれ期限を明確に定めようとして、相互運用性を確保することが定められた。日本においても、同様にこれらの機能に

ついて相互運用性が確保されることが明示的にされることが必要である。

https://ec.europa.eu/competition/digital_markets_act/cases/202512/DMA_100203_1536.pdf

https://ec.europa.eu/competition/digital_markets_act/cases/202512/DMA_100204_1991.pdf

これらの機能のうち、相互運用性が確保されておらずに消費者にとって大きな不利益を生じていることの事例として、各モバイルOSの近距離ワイヤレスファイル転送機能（iOSのAirDropとAndroidのQuick Share）が相互に接続されていないことが挙げられ、このような状況が早期に改善されることが望まれる。

また、公正取引委員会は、Appleに対して、同社が提供するメッセージングサービスと非iOSデバイス間での完全な相互運用性確保を求めることについても検討すべきである。Appleのメッセージングプロトコル（iMessage）は現在、非iOSデバイスと互換性がなく、そのためにメッセージの送受信がRCSやSMS/MMSで行われており、いわゆるグリーンバブル・ブルーバブル問題と呼ばれる現象が生じ、ユーザに不利益を与えている。少なくとも、RCS やSMS/MMSの機能はサードパーティに対して相互運用性が確保されることは必要不可欠である。

加えて、相互運用性を確保するにあたっての手数料について、欧州では無償であることが明示されている。これは、相互運用性の確保に対する手数料は、実質的に選択の自由と公正な市場競争を阻害するためである。日本においても同様に、無償でかつ制約なく、同等の性能でOS機能の利用を認めることを原則とすることが必要である。

このため、以下2点を指針に追記することを求める。

- ①想定例として、他国、他地域において相互運用性を確保することが指定されている機能やメッセージング機能については、7条2号の対象機能として位置付けることが適切であること。
- ②無償でかつ制約なく、同等の性能でOS機能の利用を認めることを原則とすること。

2-2-5. 指針案P54・1852行目

法第8条第2号に係る「政令で定める場合」の具体例として、以下が明記されたことは、多様なアプリビジネスを実現することが可能となるため評価する。

- ② 本個別ソフトウェア内でデジタルコンテンツを販売等しているが、当該デジタルコンテンツと同一ではない商品又は役務を関連ウェブページ等で販売等している場合。例えば、本個別ソフトウェア内で販売していないウェブストア限定のデジタルコンテンツ（例えば、ゲームアプリで利用できるキャラクターのスキン）を販売する場合などがこれに該当する。

2-2-6. 指針案P54・1858行目

法第8条第2号の「関連ウェブページ等を通じて提供する商品又は役務の価格その他の情報」の「表示」は、関連ウェブページ等での販売価格だけでなく、その存在そのものの告

知や、関連ウェブページ等におけるセール、特典の情報等、商品又は役務の販売促進のための情報の表示が含まれる。と対象が広く示されたことは、アプリビジネスの実態にあった規定であり、アプリビジネスの多様性を広げることとなるため評価する。

2-2-7.

指針案P48・1632行目

「8条1号ロ ウ 想定例 (イ) a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替支払管理役務等の利用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。」

指針案P56・1927行目

「8条2号ロ ウ 想定例 (イ) a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。」

代替支払管理役務等及びリンクアウト等を利用するために、指定事業者が提供する支払管理役務と代替支払管理役務の両方を利用することができない契約上の条件が課されている場合、消費者に支払管理役務の変更を強制することとなり消費者の自由な選択を阻害するため、代替支払管理役務等及びリンクアウト等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第8条第1号ロ及び法第8条第2号ロに該当するという理解でよいか。

我が国においてもリーダーアプリのエンタイトルメントを利用する場合は、指定事業者の支払管理役務が利用できないため、既存のアプリをリーダーアプリに変換することを躊躇する事業者が多く、公正取引委員会とAppleの画期的な合意があつたにもかかわらず不公正な契約上の条件によってあまり普及が進まなかった。

もし、指定事業者が提供する支払管理役務と代替支払管理役務の両方を利用することが可能となれば、多様な支払管理役務間の競争が進展するため、消費者及び事業者向けのサポート機能の充実、ポイント等の特典の付与、手数料率等の取引条件の改善等のサービスレベルの進化によって、消費者及び事業者をはじめ社会全体に多大なる便益が提供されることが想定される。

上記理解が正しければ主旨を明確化するために、指定事業者が提供する支払管理役務と代替支払管理役務の両方を利用することができない契約上の条件が課されている場合を想定例に追加することを求める。

米国においては、指定事業者が提供する支払管理役務と代替支払管理役務が併存するアプリが可能となったようである。一方で我が国においてはいまだに課金手段の併存が禁止され消費者の自由な選択が阻害されているため消費者及び事業者に困難な利用環境を強いている状況である。国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者だけが不公平な環境に置かれている状況は早期に解消されるべきであると考えている。

2-2-8.

指針案P48・1632行目

「8条1号ロ ウ 想定例（イ） a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替支払管理役務等の利用に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。」

指針案P56・1927行目

「8条2号ロ ウ 想定例（イ） a 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する合理的でない技術的制約や契約上の条件等を課すこと。」

代替支払管理役務等及びリンクアウト等を利用するために、消費者を特定のサイトに誘導するダイナミックリンクの使用やパラメータ等によってアプリが商品詳細、ユーザー詳細、その他の情報を渡すこと等を制限する場合は、関連ウェブページにおいて、再度本人認証と商品を特定する行為を消費者に課すことになるためユーザビリティが過度に低下して公正な競争が阻害される。

一般的に、インターネットサービスは通信レイヤー、コンテンツレイヤー等においてパラメータ等を使って相互運用性を実現することで効率的なサービスを提供している。アプリにおいても購入までのマーケティング段階としてAttention（注意）、Interest（関心）、Desire（欲求）までユーザー体験をすすめることが一般的である。その後、（パラメータ等の引き渡しによって）指定事業者の決済システムと連携してAction（行動）することで一連の購入手続きが完了するが、アプリから（パラメータ等の引き渡しができない）関連ウェブページでは、再度本人認証、商品の特定をする必要があり、アプリでAttention（注意）、Interest（関心）、Desire（欲求）のユーザー体験が完了していたとしても、再度関連ウェブページでAttention（注意）、Interest（関心）、Desire（欲求）のユーザー体験を繰り返す必要があるため指定事業者の決済システムと比較して差別的な扱いを受けている。

このような代替支払管理役務と関連ウェブページに対する扱いは、最先端のインターネットサービスを原始時代のアナログサービスにまで落とし込むことに等しい。デジタルネイティブな現代の消費者にとっては単なる嫌がらせでしかない。

このようにパラメータ等の引き渡しができないことで、再度関連ウェブページにおいて、本人確認、商品の特定を強いるような契約上の条件は代替支払管理役務等及びリンクアウト等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第8条第1号ロ及び法第8条第2号ロに該当するという理解でよい。

上記理解が正しければ主旨を明確化するために、想定例に追加することを求める。

EU及び米国においては、ダイナミックリンクの使用やパラメータ等によってアプリが商品詳細、ユーザー詳細、その他の情報を渡すことは可能となっている。（AmazonのKindleアプリでは書籍の購入ボタンが設置されて消費者はアプリから直接電子書籍を購入できるようになった。）一方で我が国においてはいまだにパラメータ等の利用が制限されているた

め消費者及び事業者に困難な利用環境を強いている状況である。国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者だけが不公平な環境に置かれている状況は早期に解消されるべきであると考ええる。

2-2-9.

指針案P49・1659行目

「8条1号ロ ウ 想定例（イ）1659 b 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を利用する又は利用しようとする個別アプリ事業者に対して、代替支払管理役務等の利用に関する過度な金銭的負担を課すこと。」

指針案P57・1965行目

「8条2号ロ ウ 想定例（イ）1965 b 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を行う又は行おうとする個別アプリ事業者に対して、当該提供に関する過度な金銭的負担を課すこと。」

2-1. 総論で主張したように、指定事業者が提供するOS、アプリストア等における競合するサービス（代替支払管理役務等、代替アプリストア、周辺機器、外部サービス等）に対する手数料は、消費者及び事業者の選択の自由と公正な市場競争を実質的に阻害するため基本的に無償とすべきである。

米国においては、無償の手数料が実現しており、EUにおいては、有償の手数料を課すことはDMA違反との見解がだされている。

国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者が不公平な環境に置かれている状況は早期に解消されるべきであると考ええる。

2-2-10.

指針案P49・1677行目

「8条1号ロ ウ 想定例（イ）c 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、代替支払管理役務等を用いる又は用いようとするスマートフォンの利用者に対して、代替支払管理役務等を用いることのないように誘導すること」

指針案P58・1991行目

「8条2号ロ ウ 想定例（イ）c 指定事業者が、その指定に係るアプリストアに関し、外部誘導情報の表示やリンクアウトの提供を含め、関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受ける又は受けようとするスマートフォンの利用者に対して、当該提供を受けないように誘導すること。」

EUにおいて、代替支払管理役務等及びリンクアウト等を利用したアプリに対して、利用者に恐怖を与えるような表現の警告や、代替アプリストアのインストールに対して度重なる警告が表示される等がおきている。中立的でも合理的でもない不適切な警告（過剰な表現、

繰り返し等)の表示はスマートフォンの利用者に対して、代替支払管理役務等及び関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受けないように誘導するため代替支払管理役務等及びリンクアウト等の利用を実質的に困難にさせる蓋然性の高い行為であり法第8条第1号ロ及び法第8条第2号ロに該当するという理解でよいか。

上記理解が正しければ主旨を明確化するために、想定例に追加することを求める。

米国においては、アプリの内外を問わず、消費者の選択を妨害すること。第三者のサイトにアクセスしていることを知らせる場合、中立的なメッセージ以外は禁止されている。

国際的な観点からも我が国の消費者及び事業者が不公平な環境に置かれている状況は早期に解消されるべきであるとする。

2-2-1 1.

指針案P31・1020行目

指定事業者が・・・保護者の同意に基づき、代替アプリストアを利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすること。【想定例36】

・・・指定事業者等のアプリストアと同等のペアレンタルコントロール機能・・・正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

指針案P50・1714行目

指定事業者が・・・保護者の同意に基づき、代替支払管理役務を含む支払管理役務を利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすること。【想定例36】

・・・指定事業者等のアプリストアと同等のペアレンタルコントロール機能・・・正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

指針案P59・2031行目

指定事業者が・・・保護者の同意に基づき、リンクアウト経由で外部のウェブサイトに移し当該ウェブサイトで決済を利用することを制限するための設定（いわゆるペアレンタルコントロール機能）を可能にすること。【想定例36】

・・・指定事業者等のアプリストアと同等のペアレンタルコントロール機能・・・正当化事由が認められ、法第7条の規定に違反しない。

ペアレンタル・コントロールを保護者等に説明するときに、保護者等に恐怖を与えるような表現の警告や、度重なる警告等の中立的でも合理的でもない不適切な警告（過剰な表現、繰り返し等）の表示は保護者等に対して、過度に代替アプリストア、代替支払管理役務等及び関連ウェブページ等を通じた商品又は役務の提供を受けないように誘導することになるため、妨げる行為に該当すると考える。そのためそれぞれの項目の最後の行に「一方で保護者等への中立的でも合理的でもない説明で誘導することは法第7条の規定に違反する

場合がある。」と追記することを求める。

また、指定事業者等のアプリストアと同等のペアレンタルコントロールに関しては、指定事業者が提供している方式だけでなく業界標準となっているような様々な方式があり、同等性の判断においては指定事業者が行っている方式のみを同等と判断するのではなく、実態を踏まえた判断をすることを求める。

2-2-1 2. 指針案P97・3374行目 (2) 法第 13条の規定により指定事業者が講じなければならない措置の内容

法に規定されている、個別アプリ事業者等が基本動作ソフトウェアの仕様の変更等に円滑に対応するための「必要な体制の整備その他の必要な措置」には、指定事業者が、特定ソフトウェアについての仕様等の変更等に係る技術的詳細等に関する各個別アプリ事業者からの問合せに対して、適切な対応をするために必要な体制及び手続の整備も含まれるという理解でよいか。

上記理解が正しければ主旨を明確化するために、特定ソフトウェアについての仕様等の変更等に係る技術的詳細等に関する各個別アプリ事業者からの問合せに対して、適切な対応をするために必要な体制及び手続の整備も含まれることを追記することを求める。

2-2-1 3. 指針案P98・3414行目

「特定ソフトウェアを利用した事業者の事業活動に相当程度の影響を与えることその他これに準ずる事情を有するものであって、かつ、開示する必要があると認められるもの」とは、個別アプリ事業者に対して個別アプリの仕様変更その他の対応を必要とさせるものは、個別アプリ事業者の「事業活動に相当程度の影響を与える」ものであるから、仕様変更に際して開示が必要であると考えて良いか。

2-2-1 4. 指針案P101・3532行目

「変更の内容」について、現状、指定事業者からはベータ版が事前公表されるケースが多いと認識している。一方で、デベロッパーが対応していかなければならないのは最終的な本番仕様であるところ、本番仕様はベータ版から大きく変更されている場合もあるため、ベータ版ではなく本番仕様を公表し、その後一定の対応期間を設けることがデベロッパーのニーズである。そのため、事前通知の対象となる仕様等の変更は、ベータ版ではなく確定版の仕様であるべきこと（ゆえに、指定事業者が個別事業者のために確保すべき事前「期間」の起点が、本番仕様の発表からであること）を次のとおり明記いただきたい。

ア 開示事項

指定事業者が仕様等の変更を行うに当たっての開示事項については、規則第29 条各号ロにおいて、その変更の内容及び理由と規定されている。当該変更の内容としては、変更箇所及び変更後の仕様等の情報（基本動作ソフトウェアの仕様変更であって、試作品（いわゆるベータ版）の発表及びそれに対する個別アプリ事業者等の反応を経て最終的な仕様の確

定を行うという過程を経る場合においては、最終的に確定した仕様であること)を開示することが求められる。(以下略)

2-2-1 5. 指針案p101・3541行目

「例えば、アプリストアについては、・・・アカウント回復のための改善策を講じたりすることができる程度に、当該開示事項を具体的かつ正確に開示することが求められる。」と開示事項が明確化されたことは評価する。

一方で、アプリストアについては、審査で、アカウント停止(全部拒絶)される場合だけでなく、個別のアプリ申請をリジェクト(一部拒絶)した場合も、当該アプリ申請元の個別アプリ事業者が審査通過のため改善策を講じたりすることができる程度に、当該開示事項を具体的かつ正確に開示することが求められるという理解でよいか。

上記理解が正しければ主旨を明確化するために、下線部分を「アカウント等の」に修正することを求める。

2-2-1 6. 指針案p111・3872行目

本法を実効的に執行するためには、指定事業者によるいかなる形式の報復措置も見逃さないという姿勢を、執行機関が明確に示すことが極めて重要である。したがって、指針においては、第15条第2項に規定されている報復措置の禁止(特定ソフトウェアの利用の拒絶その他の不利益な取扱いをしてはならない。)に関する具体的なガイダンスを示していただきたい。

3. 「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律施行規則の一部を改正する規則(案)」(別紙2)に対する意見

3-1. 規則第28条第2項第2号ただし書き(設定引継について)

「ただし、(略)かつ、当該利用者が、当該他のスマートフォンにおける当該選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定を、当該利用者のスマートフォンにおける標準設定とした場合はこの限りでない。」に修正していただきたい。

(理由)

指定事業者が、データや設定の一括引き継ぎを行う現在の引継仕様に乗じて選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定も引き継ぐような仕様にすれば、利用者が選択画面の対象となる個別ソフトウェアに係る標準設定も引き継がれることを意識しないまま、その設定を引き継いでしまう。

現状、多くの利用者は、利用していた旧端末から新規端末に設定の引継を行うと考えられるところ、上記の点と併せて考えれば、法の施行日から一年以内に選択画面を表示したところで、その選択がそのまま意識せずに引き継がれて、多くのユーザーにとって選択画面は二度と意識されないことになる。

これでは、法の施行後に、選択画面の対象となる個別ソフトウェアの順位変動や新規参入により、選択画面の選択肢に変化が生じても、ユーザーはそれを意識することなく、既存設定のものを使い続けることになる。これは、「利用者の選択の機会が特に確保される必要があるもの」について「複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにする」法第12条の趣旨を没却するものである。

したがって、設定を引き継いだ場合に選択画面の表示を不要とするのであれば、少なくとも、選択画面設定の引継については、個別かつ明示的に利用者が行う場合に限定することが必要である。

なお、EUにおいては、データ移行の際も選択画面を掲出しているとDMA遵守報告において明示している指定事業者も存在する。

参照：

https://ec.europa.eu/competition/digital_markets_act/cases/202523/DMA_100185_1213.pdf

3頁（6）新しいデバイスに移行するユーザーは、以前Safariをデフォルトブラウザとしていた場合、新たにデフォルトブラウザを再選択する必要がある。

参照：Alphabet EU Digital Markets Act (EU DMA) Compliance Report Non-Confidential Summary（7 March 2025）110頁 36. ユーザーが、すでに選択画面での選択を行った古いデバイスから新しいデバイスへデータを転送する際、新しいデバイス上で再度選択画面が表示される。

3-2. 規則第28条第2項第2号（表示時期について）

施行の日から1年以内に表示しなければならないとする義務は、施行日以後に表示された選択画面のみを適法な履行と認めるよう、明確かつ厳格に運用されるべき。

（理由）

規則第28条第2項第2号において、施行の日に指定されている指定事業者にあつては、施行の日に初回起動が行われている端末については、施行の日から1年以内に、選択画面を表示しなければならないとされている。

しかし、仮に指定事業者が施行日前に任意で選択画面を表示し、それをもって法定の義務を果たしたと主張するような事態が認められれば、指定事業者が施行日前の一定期間に、自己に有利な選択を誘導することを目的とした集中的なマーケティング活動を展開し、競合他社にとって不意打ちとなる可能性がある。そうなれば、形式的には「選択の機会」があったとしても、実質的には自由で公正な選択環境とはいえない。

こうした行為は、制度が本来目指すべき利用者の自主的・中立的な選択機会の確保を損ねるものであり、指定事業者による制度の潜脱的な対応であり、容認すべきではない。

したがって、施行の日から1年以内に表示しなければならないとする義務は、施行日以後に表示された選択画面のみを適法な履行と認めるよう、明確かつ厳格に運用されるべきである。

3-3. 規則第28条第2項第2号（表示頻度について）

選択画面の表示は「初回起動後」とされているところ、初回起動後以外にも1年に1回程度又はソフトウェアのアップデートごとの表示を義務付けるべき。

（理由）

仮に初回起動時のみの表示で足りるとすれば、初回起動時の選択後、選択画面の対象となる個別ソフトウェアの順位変動や新規参入により、選択画面の選択肢に変化が生じても、ユーザーはそれを意識することなく、既存設定のものを使い続けることになる。加えて、設定引継を行った場合には、選択画面が表示されないとすれば、機種変更時においてもユーザーは新たな選択肢を意識することはできない。これは、「利用者の選択の機会が特に確保される必要があるもの」について「複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにする」法第12条の趣旨を没却するものである。

また、利用者のニーズや価値観も時間とともに変化する。例えば、利便性を重視して特定の検索サービスを選択した利用者が、後にプライバシー保護や広告表示の少なさを重視するようになるといった変化は、十分に想定される。また、新たな機能やサービスが登場すれば、利用者がそれらに関心を持ち、乗り換えを検討する契機となる。こうした変化に対応するには、初回起動時の一度きりの選択では不十分であり、定期的に見直しの機会を提供する必要がある。

さらに、初回起動時に表示される選択画面では、利用者が各サービスを十分に理解・比較した上で選ぶことは難しい利用者もいる。設定作業の一環として急いで処理されがちであり、結果として馴染みのあるサービスを深く考えずに選択する傾向が強い。利用経験の乏しい段階で下された判断が、その後長期にわたって固定化されることになれば、結果として特定のサービスに対するロックイン状態が生じる。年一回の選択肢表示は、こうした構造的な問題を是正し、競合サービスにも利用者に訴求する機会を与える効果がある。

なお、年一回という表示頻度は、ユーザー体験に対して過度な負担とはならず、むしろ選択の自由を維持するための適度な介入といえる。現在の設定を継続したい場合はそのまま選び直せばよく、不要な変更を強制するものではない。

3-4. 規則第33条 第1項3号（利用の一部拒絶に係る開示等）について

指定に係る特定ソフトウェアの継続した利用の一部拒絶をする場合にも、15日前から30日前等の事前開示を求めるべきである。

（理由）

アプリに関してはオンラインコマース等の販売商品と同様に一部拒絶の対象となっているが、アプリ事業者にとってアプリは事業そのものであり、実質的にアカウント停止等の全部拒絶と同等の影響を受ける。そのため規則案の「一部拒絶をする時まで」の開示時期では、改善の機会も与えられずアプリの突然停止等によって健全な事業運営に壊滅的な影響を受ける。よってアプリ事業者に与える影響とセキュリティ等のエコシステムの保護とのバランスをとった事前通知を含めた段階的なエンフォースメントを実現するために15日前

から30日前等の事前開示を規則とするように修正いただきたい。